

平成29年12月15日

精華町議会議長	杉浦正省様
精華町長	木村要様
精華町教育委員会教育長	太田信之様
精華町農業委員会会長	太田廣之様
精華町消防長	坂野佳彦様

精華町監査委員 船戸明

同 森田喜久

平成29年度行政監査及び定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行政監査及び定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

第1 監査の期間

平成29年10月2日から平成29年12月14日まで

第2 監査の概要

1 監査の対象

平成28年度行政監査及び定期監査（対象は以下のとおり）において、指摘又は指導した事項の改善状況を対象とした。

- (1) 平成28年度行政監査（公金外現金の管理について）関連
- (2) 平成27年度定期監査（税外債権の管理状況）関連
- (3) 平成26年度定期監査（公の施設使用許可、行政財産の目的外使用許

可) 関連

2 監査対象部局

(1) 平成28年度行政監査(公金外現金の管理について) 関連

議会事務局、企画調整課、総務課、福祉課、産業振興課、都市整備課、会計課、教育支援室、生涯学習課、消防本部、各小中学校

(2) 平成27年度定期監査(税外債権の管理状況) 関連

企画調整課、財政課、税務課、上水道課、下水道課、国保医療課、子育て支援課、福祉課、人権啓発課、監理課

(3) 平成26年度定期監査(公の施設使用許可、行政財産の目的外使用許可) 関連

建設課、学校教育課、健康推進課、生涯学習課

3 監査の着眼点

平成28年度行政監査及び定期監査で指摘又は指導した事項(再指導を含む)が改善されているかを主眼とし、次のとおり着眼点を定めた。

(1) 平成28年度行政監査(公金外現金の管理) 関連

町職員が、町政運営上の必要から職務上管理している公金外現金について、その出納又は保管が公金に準じて適正に行われているかどうか。

(2) 平成27年度定期監査(税外債権の管理状況) 関連

税外未収債権について、督促、徴収停止、履行期限の延長、消滅時効の管理その他の措置が法令に基づき適切に行われているかどうか及び債権管理上の必要事項が適正に記録されているかどうか。

(3) 平成26年度定期監査(公の施設使用許可、行政財産の目的外使用許可) 関連

行政財産の使用許可事務及び使用料徴収事務並びにこれらの関連事務が法令に基づき適切に行われているか。

4 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、

平成29年11月14日及び21日の各日において、関係職員から説明を聴取した。

※監査資料

ア 平成28年度行政監査（公金外現金の管理）関連

- ①平成28年度行政監査指導事項改善状況（指定様式）
- ②公金外現金の管理について（指定様式）
- ③以下帳簿等の原本（対象：平成28年度分）
 - ・通帳
 - ・出納簿
 - ・入出金に係る決裁文書及び領収書等証拠書類
（サンプルとして、入出金各1件ずつ）
- ④決算書（平成28年度分）
- ⑤公金外現金取扱に関する規程、マニュアル等
- ⑥団体の設置要綱、規約等（団体所有現金の場合）

イ 平成27年度定期監査（税外債権の管理状況）関連

- ①平成28年度定期監査指導事項改善状況（税外債権の管理状況）
（指定様式）
- ②税外債権の管理状況について（指定様式）
- ③平成28年度決算における不納欠損処理に係る起案決裁文書
- ④債権管理に係る台帳（サンプルとして1冊分）

ウ 平成26年度定期監査（公の施設使用許可、行政財産の目的外使用許可）関連

- ①平成28年度定期監査指導事項改善状況（公の施設使用許可、行政財産の目的外使用許可）（指定様式）
- ②当該許可に伴う使用料に係る歳入予算差引簿
- ③その他
 - ・（生涯学習課）小中学校の開放に係る窓口業務委託契約書
 - ・（健康推進課）指定管理者との協定書及び目的外使用許可に伴う

使用料に関する覚書

④平成29年度行政財産の目的外使用許可及び公の施設の使用許可事務に係る以下の書類。（※対象となる許可→許可期間の始期日が、平成29年4月1日以降9月30日以前のもの。）

- ・行政財産の目的外使用許可申請書
- ・行政財産の目的外使用許可に係る起案決裁文書
- ・公の施設の使用許可申請書
- ・公の施設の使用許可に係る起案決裁文書
- ・使用料減免申請書及び減免決定に係る起案決裁文書
- ・その他

（学校教育課）施設の除草に係る履行確認書類

第3 監査の結果及び意見

1 公金外現金の管理

平成28年度行政監査（公金外現金の管理関連）結果において述べた内容については、おおむね改善がされていることが確認された。引き続き、改善又は検討が必要なものについて次に示す。

(1) 公金外現金を職務上管理することの必要性及び妥当性

ア 町教育支援委員会・委員会運営費用

【平成28年度行政監査結果】

町教育支援委員会（以下「本委員会」という。）は、教育委員会規則により設置されているものの、本委員会に対して町が助成金を交付し、教育委員会事務局がその交付された助成金を公金外現金として管理している。歳計現金として管理することによって、安全性はより確保され、その使途がより明確となることから、公金外現金での管理が妥当であるかどうか検討が必要である。

【改善状況】

公金外現金での管理が継続されていることを確認したが、次の理由から改善が必要である。

本委員会は、障害のある幼児、児童及び生徒の適切な就学等の支援を図るために、教育委員会規則により設置されたものである。教育委員会規則は、教育委員会の「権限に属する事務」に関し、教育委員会が制定するものである（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項）ことから、本委員会自体、町教育委員会の権限に属することとなる。したがって、規則が定める本委員会の所掌事務の実施に要する経費については、そのすべてについて、歳出予算から執行すべきである。

イ 指定管理者・体育施設利用料金

【平成28年度行政監査結果】

指定管理者の収入となる利用料金を町が領収し、一時保管しているものがあつたが、利用料金の取扱は団体の本来業務としての性質を有するものと考えられる。事務上の諸課題を整理し、指定管理者への事務移行に向けた検討が望まれる。

【改善状況】

現状では、検討が進んでいないことが確認された。指定管理者への事務移行に向け、具体的な検討が期待される。

(2) 帳票の整備

【平成28年度行政監査結果】

出納簿や入出金に係る決裁文書（支出命令書等）が作成されていないケースがあつた。現金の受払の際には、事前に収入、支出に係る伺いを作成し、管理責任者の決裁を受ける必要がある。また、検査などの際にその現金の出納について説明ができるように、出納簿を作成する必要がある。

【改善状況】

改善が図られているものもあつたが、支出命令書や出納簿の作成が、口頭での承認、通帳への書き込み等によって省略されているものも見受けられた。後日において、第三者による検証にも耐えられるように、これらを作成する必要がある。

なお、小中学校における学年費その他の各種預り金の取扱いに関し、帳票類が整備されていないケースが多く認められた。様式が定められていないことがその原因の一つであると考えられ、教育委員会事務局において小中学校共通の様式を整備するなど、小中学校に対する支援が期待される。

(3) キャッシュカードの利用について

【平成28年度行政監査結果】

キャッシュカードを利用して出金しているものが見受けられたが、キャッシュカード利用の場合には、払戻請求書の作成が不要であることから、職員単独での出金を防止することが困難である。このことから、原則として、キャッシュカードの利用は望ましくない。

【改善状況】

キャッシュカードの利用は、おおむね、やむを得ない場合に限定されていることが確認された。しかしながら、利用そのものに再検討が必要と思われるものもあり、再度その必要性を精査することが望ましい。

2 税外債権の管理状況

平成27年度定期監査（税外債権の管理状況）結果において述べた内容について、引き続き、改善又は検討が必要なものについて次に示す。

(1) 消滅時効の管理及び会計上の処理

ア 時効の起算及び中断

【平成27年度定期監査結果】

私債権を中心として、督促をはじめとした時効中断措置をとることのないまま時効期間が経過しているものがあつた。公債権については、時効期間の経過によって債権が消滅することから、また、私債権については、時効期間の経過のみでは消滅はしないものの、徴収が困難になることから、債権の性質に関わらず、時効中断措置を講じ、時効の完成を阻止する必要がある。

また、債務者による口頭での債務の承認によって、時効が中断されたとの整理をしているものがあつたが、後日において、承認のあつた債務の金額や、承認があつたことそのものの有無があいまいとなり、債務者に対して承認があつたことを主張するのが極めて困難となるケースがあると考えられる。債務の承認を客観的に証するものとして、書面により納付誓約書や確約書を徴する必要がある。

【改善状況】

私債権を中心に、納付誓約書の徴取があまり進んでいないことが確認された。また、滞納者に対する督促が、文書によらず、口頭で行われているものもあった。

債務者による債務承認や、債務者に対する督促の意思表示には、時効を中断させる効果があるが、これを客観的に証するためには文書による必要がある。納付誓約書の徴取に努めること及び督促状の作成、送付を徹底することが必要である。

イ 債権の消滅と不納欠損処理

【平成27年度定期監査結果】

監査の結果、消滅した債権に係る調定について不納欠損処理が行われておらず、次年度に繰り越しがされているものがあった。町の資産ではない（町が保有しない）が、町の債権として調定額を決算書に表記していることとなる。このようなことがないように、個々の債権について存否を確認し、消滅している債権については、不納欠損処理をすることが必要である。

【改善状況】

一定の整理がされつつあるが、各債権によってその状況はまちまちであり、改善はまだ途上にあると言わざるを得ない。消滅した債権があった場合には、その料金等を誤って収入してしまうリスクもあることから、早急な不納欠損処理が必要である。

(2) 履行延期の特約等について

【平成27年度定期監査結果】

地方自治法施行令第171条の6は、債務者が無資力である等の所定の事由に該当する場合に、履行期限を延長等できることを定めており、さらに、同令第171条の7は、履行延期の特約等の措置を講じた場合であって、当該措置による履行期限より10年間経過した後に、なお、無資力又はこれに近い状態である場合は、当該債権を免除できることを定めている。

また、これらの規定を受けて、精華町財産規則（平成15年規則第27号）第49条から第53条は、履行延期の特約及び債権の免除に係る手続き等について定めている。

監査の結果、監査対象債権に関し、履行延期の特約等及び債権の免除がなされているケースは皆無であった。

【改善状況】

履行延期の特約を結んでいる事例は、依然としてなかった。なお、私債権、非強制徴収公債権ともに、分割納付の誓約による納付を認めているケースがあるが、この誓約による滞納金の納付は、本来の納期限より遅滞して履行されることから、滞納金に併せて遅延損害金や延滞金の納付を求める必要が生じる。履行延期の特約により、本来の履行期限を変更すべき事案がないかどうかを確認する必要がある。

(3) 生活困窮者と滞納

【平成27年度定期監査結果】

生活保護受給者の被保護前の滞納債権の取扱いが、それぞれの所管課によって、以下のとおり異なっている。町として統一的な取扱い方針の決定が必要である。

- ①滞納債権の弁済に充てるため、本人の同意を得た上で生活保護費から一定額を天引きする。
- ②本人からの申し出があった場合のみ受領する。
- ③本人から申し出があった場合でも、生活保護費は現在の最低限度の生活を保障するために支給されるものであることから、受領を拒否する。

また、受給後の健康で文化的な最低限度の生活を保障するための費用として算出された生活保護費から、被保護前の滞納分が負担されることに対しては、個々被保護者の状況を勘案することに加え、被保護者本人に対し十分な意思確認を行うことが必要である。その徴収方法として、書面により本人の同意を得た上で、生活保護費からの天引としているものがあったが、生活保護法第58条により、生活保護費は差し押えが禁止されていることから、本人の同意があ

ったとしても天引き徴収は適当ではない。

【改善状況】

従前どおりの取扱いであることが確認された。平成27年度定期監査結果で述べたとおり、生活保護受給者の被保護前の滞納債権については、町として、統一的な取扱方針を決定することが必要である。

また、徴収方法として生活保護費からの天引きが継続されているが、生活保護費は、受給後の健康で文化的な最低限度の生活を保障するための費用を算出したものであって、その費用には被保護前の滞納債務の返済金を含んでいないことから、本人の同意があったとしても、毎月一定額をあらかじめ天引きする方法は妥当でない。

(4) 債権管理に関する組織体制及び職員研修

【平成27年度定期監査結果】

町が保有する公債権・私債権の適正な管理を推進するためには、債権管理に関し統括的な役割を担う部署の設置が期待される。

【改善状況】

平成29年4月1日に、組織機構改革により、財政課に「債権管理事務の総括指導に関すること」を所掌事務とした管理係が新設された。当係の今年度の取り組みとしては、債権管理に関する職員研修の充実に重点が置かれており、その結果、各債権担当職員において、各種研修会への参加が進んでいることが確認された。これら職員には、債権管理及び回収に関する法的な知識その他の情報が一定蓄積されているものと思われる。

今後については、まず、各債権所管課において、これら蓄積された情報に照らして把握される諸課題を具体的に洗い出し、所管課で改善すべきことと、全庁的な取り組みにより改善が必要なことに、仕分けをすることが必要と考える。この結果を踏まえ、債権の取扱いに関するマニュアル・処理方針の策定や、債権管理条例制定に向けた検討など、債権管理事務の総括指導部門を中心とした全庁的な取り組みが期待される。

3 行政財産の使用許可

平成26年度定期監査（公の施設使用許可、行政財産の目的外使用許可関連）結果において述べた事項については、おおむね改善がされていることが確認された。道路占用料の徴収については、引き続き検討が必要と考えられ、その内容を次に示す。

【平成26年度定期監査結果】

道路占用許可に伴う道路占用料が、精華町行政財産の使用料徴収条例を根拠として徴収されている。同条例は地方自治法の規定に基づき行政財産の使用を許可した場合に徴収する使用料に関して定めたものである（第1条）。道路占用許可は道路法に基づくものであることから、本条例を適用して道路占用料を徴収することの妥当性について検討が必要である。

【改善状況】

平成26年度定期監査結果においてこのことを示して以来、3年が経過しようとしているが、精華町行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき道路占用料を徴収することが妥当であるかどうかについては、明確な結論がでておらず、このため、条例の制定改廃には至っていないとのことである。同条例の規定にその徴収の根拠があると、対外的に主張できるのかどうかについて、早急な整理が必要である。